

石油製品品質確保事業

資源エネルギー庁資源・燃料部
石油流通課

令和5年度概算要求額 **10.6 億円** (10.4 億円)

事業の内容

事業目的

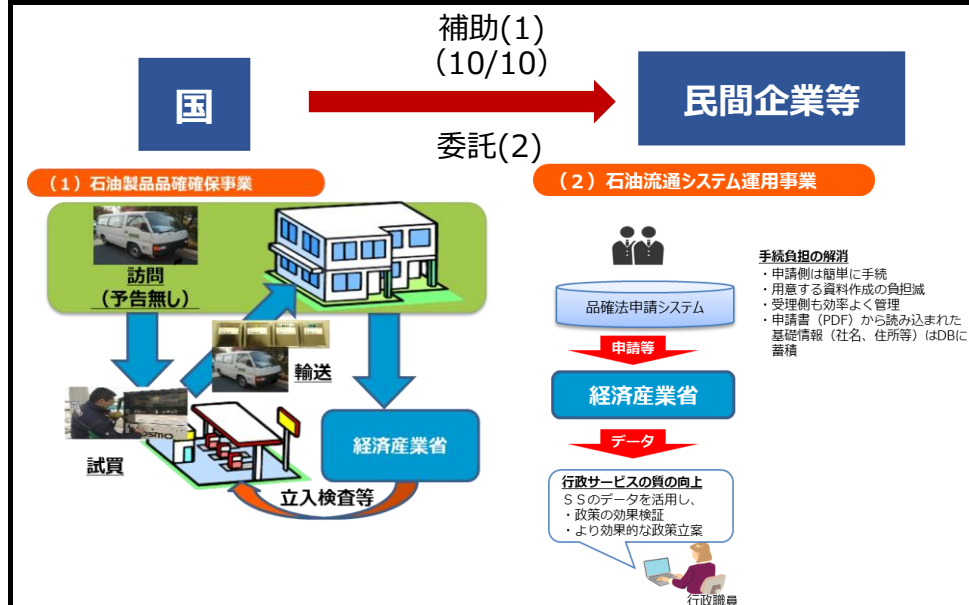
本事業では、揮発油等の品質の確保等に関する法律（品確法）に基づく自主分析義務とあわせ、本事業の実施を通じて適正な品質の石油製品の安定的な供給を実現することを目的とします。

事業概要

(1)消費者の安全確保を目的としてガソリン・灯油等が「揮発油等の品質の確保等に関する法律」（以下「品確法」という。）に定められている品質規格に適合しているか確認するため、全国約3万カ所のガソリンスタンドを予告なく抜き打ちで訪問し、販売している石油製品を購入（試買）したものの品質分析を行い、分析の結果品確法の品質規格に適合していないことが判明した場合、経済産業省及び関係する地方経済産業局に報告する事業に支援する。報告を受けた経済産業省（地方局を含む。）は必要に応じて立入検査等によりSS事業者等に改善を求め、品質不適合の根絶を目指します。

(2)品確法における各種申請手続（新規・変更・承継・廃業など）について、電子化を推進し、行政コストの低減やSSデータの統合管理・利活用の実現に取り組みます。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

令和5年度については、80,000件程度の品質分析を行い、品質の不適合件数を抑制し、適性品質の石油製品比率を100%を目指します。